

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 についてお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、様々な困難に直面している住民税非課税世帯等に対し、**1世帯**あたり10万円の現金を支給します。

受付期間等詳細につきましては、今後決まり次第、随時ご案内します。

■問合せ 役場長寿福祉課 (給付金専用電話)  
☎ 049-298-8115 FAX049-296-3390

### 支給対象者

#### (1) 住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で鳩山町に住居登録があり、かつ**世帯全員**の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(生活保護受給者も含む) ※住民税が課されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

#### (2) 家計急変世帯

上記(1)住民税非課税世帯以外のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し、**世帯全員**のそれぞれの1年間の収入の見込み額が住民税非課税世帯に相当する世帯(右表参照)

### 非課税相当収入限度額早見表

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合	249.7万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 ※右の額を超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用します)	204.3万円

### 申請方法

#### (1) 住民税非課税世帯

対象となる世帯には、町から確認書をお送りします。確認書は、2月上旬から発送予定です。

確認書の内容をご確認のうえ、役場長寿福祉課までご返送ください。ご返送された確認書を処理し、順次指定の口座に振り込みいたします。



#### (2) 家計急変世帯

住民登録がある市区町村(申請時点)への申請が必要となります。令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入を12倍した合計額が、非課税相当になる世帯の方が対象です。対象世帯の方は、該当する月の給与明細書等が必要となります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による減収は対象外です。受付期間等の詳細が決まり次第、町の広報紙やホームページなどでお知らせします。

### 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

#### 高校生等のみを養育している保護者の方と 公務員で中学生以下の児童の保護者の方へ

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」の支給にあたり、高校生等(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)のみを養育している児童の保護者、並びに公務員(所属庁から児童手当(本則給付)を受給している方)である保護者の方は、申請が必要です。

申請書は1月14日(金)に発送しましたので、支給を希望される場合は令和4年3月31日(木)

までにご提出ください。

※申請が不要な方(町から令和3年9月分の児童手当の支給を受けた方等)には、令和3年12月24日(金)に先行分5万円を、令和4年1月21日(金)に追加分5万円を児童手当口座に振り込みました。

■提出先・問合せ 役場町民健康課  
☎ 296-5891

新型コロナウイルス感染症陽性者と接触があり、保健所から濃厚接触者として連絡があった方で、自宅待機期間中に食料や衛生用品などを入手することが困難な場合はご相談ください。 ■問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1241



## 鳩山町新型コロナワクチン追加接種(3回目)

### 追加接種時期の更なる前倒しについてお知らせします

新型コロナウイルスワクチンの追加接種に際しまして、鳩山町では対象者の皆さんへ、追加接種のご案内を令和3年12月22日に発送しました。

ご案内には、追加接種の時期は2回目接種から一律8か月後と記載していますが、国から18歳以上の方について接種時期を前倒しにする方針が示されて

います。65歳以上の方を対象に、接種開始日を2回目接種から6か月後に、18歳以上64歳以下の方を対象に7か月後に前倒しします。

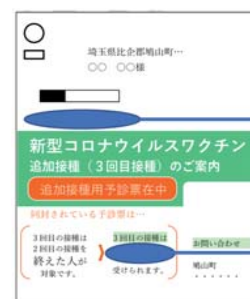
下記の表を参考に読みかえてお申し込みください。  
■問合せ 町コールセンター ☎ 0570-019-006

- ① 医療従事者、高齢者施設等入所者・従事者等→2回目から6か月後(適用済)
- ② 65歳以上の高齢者→2回目から6か月後
- ③ 64歳以下の方→2回目から7か月後

例えば

2回目の接種日が令和3年8月15日の場合	対象者	接種間隔	3回目接種開始日
	① 医療従事者、高齢施設等の入所者・従事者等 ② 65歳以上の方	6か月後	6か月後の同日 (例)令和4年2月15日~
	③ 18歳以上64歳以下の方	7か月後	7か月後の同日 (例)令和4年3月15日~

### 発送物(表面)



2回目のワクチン接種日から 8か月 を経過した日から3回目のワクチンが接種できます。

→医療従事者等及び65歳以上の方は6か月、18歳以上64歳以下の方は7か月に読みかえてください。

3回目の接種は、2022年〇月△日 から受けられます。

→ご自身の2回目接種から8か月後の日程が記載されています。医療従事者等及び65歳以上の方は、記載されている日程の2か月前から、18歳以上64歳以下の方は、記載されている日程の1か月前から接種が受けられます。

### 会場・日時

接種開始日の前倒しにより、当初の実施日時から変更となりました。

会場	地域包括ケアセンター	麻見江ホスピタル
所在	松ヶ丘4-1-4(旧松栄小学校跡地)	大橋1066
実施日時	いずれも午前9時~正午 午後1時30分~4時30分	毎週月・火・水曜日 午前9時30分~11時30分 午後1時30分~4時30分
	2月 12日(土) 13日(日) 19日(土) 20日(日) 24日(木) 26日(土) 27日(日)	※火曜日は午前のみ ※祝日除く ※接種状況に応じて、実施日時を縮小予定
	3月 12日(土) 13日(日) 16日(水) 17日(木) 19日(土) 20日(日)	

### 予約方法

いずれかの方法でご予約ください。

インターネット 電話(町コールセンター)

▼URL <https://bit.ly/3uWDATA>

☎ 0570-019-006

※通話料(携帯電話の場合約33円分)が生じます  
※土日祝日を含む24時間受付可能  
※動作環境により利用できないことがあります ※お掛け間違いにご注意ください

※車いすの利用などにより、ワクチン接種会場への移動手段等でお困りの方は、役場長寿福祉課(☎296-1241)へご相談ください。

※当面の間、地域包括ケアセンターでは、武田/モデルナ社製、麻見江ホスピタルでは、ファイザー社製のワクチンを使用します。国からのワクチン分配状況により変更となる場合があります。最新情報は、町の接種予約サイトまたは町コールセンターでご確認ください。